

平成21年度 事業原簿 (ファクトシート)

平成21年 4月 1日作成
平成22年 5月 現在

制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進						
事業名称	認証排出削減量等(京都メカニズムクレジット)取得事業	コード番号：P06047					
推進部署	京都メカニズム事業推進部						
事業概要	<p>京都議定書における我が国の目標達成に資するため、経済産業省及び環境省からの委託により、NEDOが京都メカニズムクレジットを確実に費用対効果を考慮して取得する事業。</p> <p>また、NEDOの既存関連事業等と連携を図り、確実に費用対効果を考慮した京都メカニズムクレジットの取得に繋げていくよう努めている。</p>						
事業規模	事業期間：平成18～25年度						[百万円]
		H18年度 (実績)	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22～25年度 (予算額)	合計 (※国庫債務負担行為による支出限度額)
	H18年度契約	4,410	487	803	876	5,666	12,242
	H19年度契約		8,974	3,564	5,514	22,640	40,692
	H20年度契約			0	31,746	49,453	81,199
	H21年度契約				25,531	45,067	70,598
計	4,410	9,461	4,367	63,667	122,826	204,731	
1. 事業の必要性							
<p>京都議定書の約束を達成するため、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力していくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%＝約1億トンCO2)が見込まれるところ。この差分については、京都メカニズムの活用により対応することが必要とされている。</p>							
2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応							
①目 標							
<p>「京都議定書」の第一約束期間(2008-12年)において、▲6%の温室効果ガス削減目標を確実に達成する必要があることから、リスクの低減を図りつつ費用対効果を考慮して、京都メカニズムクレジット取得を行うもの。</p>							
②指 標							
<p>第一約束期間(2008-12年)中 総累計で約1億トンCO2</p>							
③達成時期							
<p>平成25年度</p>							
④情勢変化への対応							
<p>京都議定書目標達成計画の達成状況及びクレジット取引動向並びに国際議論の動向等を踏まえ、京都メカニズム開発推進事業など関連する業務の成果との連携を図りつつ、これまで交渉を進めてきたGISによるクレジット取得手法を取り入れ大量のクレジットを確実に取得するとともに効率的・効果的な業務管理運営を行行情勢の変化に対応する。</p>							
3. 評価に関する事項							
①評価時期							
<ul style="list-style-type: none"> 毎年度評価：平成22年5月頃 中間評価：平成23年 							

②評価方法（外部 or 内部評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法）

毎年度及び中間評価とも、外部の専門家・有識者からなる事業評価委員会による外部評価を実施。

[添付資料]

- (1) 平成21年度概算要求に係る事前評価書（経済産業省策定）（略）
- (2) 平成21年度委託契約書（略）
- (3) 平成21年度実施方針（略）
- (4) 平成21年度事業評価書

平成21年度 事業評価書

	作成日	平成22年7月12日
制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進	
事業名称	認証排出削減量等(京都メカニズムクレジット)取得事業	コード番号：P06047
担当推進部	京都メカニズム事業推進部	
0. 事業実施内容		
<p>本事業は、経済産業省及び環境省からの委託により、京都議定書における我が国の目標達成に資するため、京都メカニズムクレジットを、確実かつ費用対効果を考慮して取得するものである。</p> <p>NEDOが自らプロジェクト参加者等となり、他のプロジェクト参加者等とクレジット購入契約を締結し、クレジット発行者(CDM理事会、条約附属書I国)からクレジットを直接取得する「タイプA」、クレジットを既に取得又は今後取得する見込みのある事業者等との間で転売によるクレジット購入契約等を締結する「タイプB」、及び京都議定書第17条に基づく排出量取引のうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他環境対策を目的に使用するという条件の下で行う、国際的な排出量取引の仕組みであるGIS(グリーン投資スキーム)のうち、適切な手法を活用し日本国政府と連携してクレジット取得事業を行った。</p> <p>特に、平成21年度については、京都議定書の第一約束期間2年目に突入していることから、可能な限り確実かつ安価で効率的・効果的なクレジットを取得すべく、GISによる契約交渉に注力した。また、既契約クレジットについては、事務管理の効率化等により、政府への着実なクレジットの移転を強力に推進した。</p>		
1. 必要性(社会・経済的意義、目的の妥当性)		
<p>京都議定書の約束を達成するために、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力していくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(90年総排出量比1.6%=約1億トンCO₂)が見込まれる。「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月閣議決定)において、この差分については、京都メカニズムの活用による対応が必要とされている。そのため本事業は、CDM/JI/GIS事業等及び温室効果ガス削減技術に対する知見を有しているNEDOが国から委託されて、確実かつ費用対効果の高い京都メカニズムクレジットの取得を行うものであり、京都議定書における我が国の目標達成に必要な事業である。</p>		
2. 効率性(事業計画、実施体制、費用対効果)		
1. 手段の適正性		
<p>クレジット取得事業では、経済産業省及び環境省との緊密な連携の下、①可能な限りリスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図るという観点を踏まえつつ、「京都議定書目標達成計画」に沿って実施。</p> <p>1) 費用対効果を考慮した手法による取得(GISの導入)</p> <p>従来からの公募や案件発掘を通じたCDMからの取得に加え、昨年度から費用対効果を充分考慮してGISによる取得手法を活用、交渉により安価で大量に取得することに最大限注力。</p> <p>具体的には、政府間で覚書を交わした東欧諸国を対象に積極的に交渉を重ね、平成21年4月にチェコ共和国環境省(4,000万トンCO₂:発効)と、同10月にはラトビア共和国環境省(150万トンCO₂)とGISによるクレジット取得契約を締結、費用対効果の高いクレジットを取得。年度累計の平均購入単価も平成19年度に比し格段に低下、購入価格を抑制し執行予算の削減に貢献。</p> <p>2) 我が国の環境技術の移転促進に向けた取り組み(日本の環境技術の積極的活用)</p> <p>GISによる取得契約においては、積極的な交渉を通じて原則としてNEDOからの購入資金の一部を日本の環境技術の移転のためのキャパシティビルディングに充当することを盛り込み、現地における我が国の環境技術に関するセミナーの開催や技術ミッションの派遣を実施。GISプロジェクトに日本の環境技術が組み込まれる仕組みの導入及びその推進に努めた。</p>		

2. 効果とコストとの関係に関する分析

1) 為替予約による為替差損ヘッジ

G I Sといった大規模な外貨建て案件において、為替リスクが問題となることから、それを回避すべく財省令を改正、年度を越える為替予約を可能とし平成21年4月に実施。

2) 独自の交付金事業及び関係機関との連携による優良案件の発掘

クレジット取得目標達成へ残り僅かとなり、交渉中の案件もあるが、優良なCDM案件を何時でも柔軟に取得できる環境の整備を推進した。中国等を中心に、既存の交付金事業（京都メカニズム開発推進事業）により、CDM/J I 事業として案件成立の可能性を調査するフィジビリティ・スタディ（F S）及びCDM/J I のホスト国に対する体制整備等の支援を行うキャパシティ・ビルディング（C B）を実施。また、関係機関との連携を密にすることで効率的な案件発掘を実施。

3) 効率的な価格引き下げ交渉体制を活用

CDM及びG I S案件については、案件毎に各種リスク（プロジェクトリスク、カントリーリスク、審査リスク等）を精査し、各種リスクに精通する外部有識者の評価・意見等を参考に、価格妥当性の評価を行った上で事業者と交渉することで、クレジット単価の引き下げを実施する体制を引き続き活用。

3. 実施体制

1) 海外事務所の積極的活用

G I Sによるクレジット取得契約により、G I Sホスト国が確実にグリーンングを実施していることをモニタリングするとともに、我が国が所有する環境技術をグリーンングプロジェクトに組み込んでいくために、専門の駐在員を欧州事務所に派遣し、一体的に実施する体制を構築、ラトビア（G I S）案件の成立等に寄与。また、G I Sプロジェクトの実施にあたり、N E D O国際室、各技術部との連携を強化。

CDMの開発初期案件については相応のリスクが見込まれることから、N E D O自らが参画するプロジェクトについては、全て自ら現地企業の信用調査、現地でのプロジェクトの確認及び交渉を実施。現地政府及び事業者の動向等の情報収集・調査の為、海外事務所を積極的に活用。

2) 戦略的な体制の構築

G I S案件及びCDM案件の現地フォロー体制の強化等のため、UNFCCC、COP/MOP/AGW及びN E D Oの国際事業との連携や国連E Bへの積極的な関与・情報収集等を行い、次期クレジット戦略についても検討する体制を新たに構築。国連E BにCDM案件の再評価を求めるレターを提出しリスクに対応。

3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

1. 目標達成度

1) 費用対効果を考慮してクレジット取得を行う観点から、昨年度に引き続きG I Sによる取得交渉に注力し、積極的な事業展開を図ったことにより、チェコ、ラトビアから合計4,150万トンのG I Sによる安価かつ大量のクレジットの取得契約を締結。これより事業開始からの取得契約クレジット量は約9,600万トンCO₂となり、政府目標である約1億トンCO₂の達成に目処。年度累計の平均購入単価は平成19年度から大幅に低下、購入価格を抑制し、執行予算の削減に貢献。

2) 平成18年度から平成21年度に締結した購入契約に基づき、事務管理の徹底等による確実なクレジット移転を推進したところ、契約先から約4,500万トンCO₂のクレジットが21年度中にN E D Oに移転され、その全量を平成22年3月までに政府口座へ移転。事業開始からの政府口座への移転総量は約4,800万トンCO₂で、総契約量の約半分の移転を完了。

2. 社会・経済への貢献度

- 1) G I Sによるクレジットの取得を継続して推進し、大規模なG I Sによるクレジット契約が締結できたことから、京都議定書の第一約束期間における政府の目標達成に目処がつき、国際的な信頼の確保に一層貢献。
- 2) 移転されたクレジットを確実なものとするために、G I Sにおけるグリーンング（環境対策）活動では、ホスト国からの定期報告書及びN E D O自らの現地調査等のモニタリングにより状況を確認、グリーンングの着実な実施が可能な体制を構築。ホスト国における現地調査・交渉等のグリーンングのフォローアップを多数実施し、ホスト国で着実にグリーンングが進行。
- 3) G I Sによる取得契約においては、交渉によりN E D Oからの購入資金の一部を日本の環境技術移転の為のキャパシティビルディングに充当することを盛り込み、日本の環境技術に関するセミナー開催、技術ミッションの派遣等を実施。ウクライナでは選定されたG I Sプロジェクト全18件に日本企業が関与する等、日本の環境技術をG I Sプロジェクトに組み込むことにより、積極的な日本技術の移転を通じ日本へ資金環流を行うことが可能となった。
- 4) タイプA等のCDM事業も継続していることから、温室効果ガス増大が今後見込まれる途上国等の持続可能な発展に引続き寄与すると共に、地球規模での温暖化対策に貢献。

4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

クレジット価格の妥当性、クレジット移転リスク、環境影響等を含めた総合評価の高い案件について、予算の効率的な執行の観点も加味した上で採択することとし、G I Sによる契約を優先的に締結した。また、今後は締結したG I S契約の確実なグリーンング実施を行っていく。

5. 総合評価

1. 総括

1) 政府目標に近づくクレジットの取得

- ①費用対効果を考慮してG I Sによるクレジット取得を積極的に実施、合計 4,150 万トンのクレジットを取得。事業開始からのクレジット総契約量は約 9,600 万トンCO2 となり、政府目標の約 1 億トンCO2 達成に目処（政府目標の 96%）。
- ②契約者からN E D O管理口座に本年移転されたクレジット量は約 4,150 万トン CO2 で、事業開始以降に政府管理口座へ移転したクレジット総量は約 4,800 万トンと、クレジット総契約量の約半分の移転を完了（政府目標の約 48%）。
- ③既契約CDM案件については、国連審査の長期化・厳格化に対応する為、プロジェクト実施者や関係機関等と協力、E B等での働き掛けを強め、国連登録及びクレジット発行の円滑化を推進。

2) G I Sにおけるグリーンングの着実な実施と日本の環境技術移転

- ①G I Sにおけるグリーンング活動では、N E D O自らの現地調査等によるモニタリングで状況を確認し、グリーンングの着実な実施が可能な体制を構築。現地調査・交渉等のグリーンングのフォローアップを多数実施。
- ②G I S契約では、交渉によってN E D Oからの購入資金の一部を日本の環境技術移転のためのCBに充当することを盛込むことに成功。セミナーや技術ミッションの派遣等を実施し、G I Sプロジェクトに日本の環境技術を組み込むことで日本技術の移転を通じた日本への資金環流の仕組みを導入、積極的に展開中。

3) 費用対効果

- ①積極的にG I Sによる取得を展開し度重なる交渉の結果、G I Sによるクレジット契約締結により購入価格を抑制、年度累計の平均単価も平成19年度に比し大幅に低下し、節約に貢献。
- ②国際的な金融危機等の影響で為替レートが大幅に変動する事態となったため、G I Sといった大規模な外貨建て案件においては、財会省令を改正して平成21年4月に年度を超える為替予約を実施し、為替リスクを回避。
- ③良質なCDM案件を柔軟に取得できる環境を保つことが重要であり、CDM/J I 事業として案件成立の可能性を調査するF S及びホスト国に対する体制整備等の支援を行うC Bを実施し、関係機関との連携を密にして効率的に案件を発掘。
- ④CDM案件でも、各種リスクを精査し、外部有識者の評価・意見等を参考に価格妥当性の評価を行った上で事業者と交渉を行うことで、クレジット単価の引下げを図る体制を引き続き活用。

4) 外部委員による事業評価

5名の外部委員からなる事業評価委員会に諮り、「第一約束期間の前半迄に目標（約1億トン取得）に目処をたてた努力に敬服」、「G I Sの取得により費用対効果も高い」との高評価を得た。また、「G I Sというスキームを通じ、ホスト国の環境改善とクレジット確保を得つつあること、日本の技術移転を図る努力も高く評価」、「日本の優れた技術の移転・普及を図り、フォローに努めていることを評価。今後の温暖化対策を考える上でも有益」、「機動的に財会省令を改定し為替予約の実施によるリスク抑制を評価」等、注力項目に対して高い評価を得た。

2. 今後の展開

事業評価委員会からは、G I Sにおけるグリーンングを含め、既契約案件の確実なクレジット移転に係るフォローの重要性を指摘されており、以下に留意しつつ、クレジットを取り巻く状況変化等に対応し、経済産業省及び環境省と充分連携を図りながら、引き続き費用対効果を考慮した京都メカニズムクレジット取得事業を着実に実施していく方針。

- 1) チェコ等とのG I S契約では、ホスト国が第一約束期間に確実にグリーンングを実施していくことをモニタリングするとともに、我が国が所有する環境技術をG I Sプロジェクトに組込んでいくためのフォローを強化。
- 2) 既存契約分のCDMプロジェクトについては、事務管理の徹底並びに海外事務所等の協力の下でNEDOがフォローすることにより、クレジットの確実なデリバリーを推進。

(以上)